

年末調整に向けた 「年収の壁」 税務対策セミナー

新制度で何が変わる？
減税額は…税務対策を
徹底解説いたします！

受講無料

扶養内で働く方にとって収入の壁は大きな関心事です。長らく「年収103万円の壁」が知られてきましたが、2025年3月に税制改正関連法案により、所得税の課税最低限が「103万円」から最終的に「160万円」に引き上げられる事になりました。これが新たな「年収160万円の壁」です。そこで本セミナーでは、新しい壁の内容や実際の手取り額など、税務に関する押さえておきたい重要ポイントや改正点を踏まえた年末調整についてもわかりやすく解説します。是非、皆様のご参加をお待ちしております。

【日時】 令和7年 **11月10日(月)**
14:00~16:00

【会場】 長門商工会議所 研修室
(長門市東深川 1321-1)

【定員】 30名(定員になり次第締め切ります)

【対象】 中小・小規模事業者
(会員・非会員問わず)

≪申込方法・申込み先≫

長門商工会議所 支援課
TEL:0837-22-2266
FAX:0837-22-6490



下記申込書に必要事項をご記入の上、FAX 又は TEL 及び
右記二次元コードより、**11月5日(水)**までにお申し込み
下さい。

【主な講座内容】

年収の壁とは

- ・2025年3月税制改正…年収160万円の壁へ
- ・年収160万円の壁はいつから適用となるか 他

所得税の壁と
住民税の壁との関係

- ・所得税と住民税の壁を比較

年収160万円の
手取り額

- ・年収160万円の所得税、住民税

年収の壁と社会
保険の壁との関係

- ・106万円の壁、130万円の壁と2025年度の関係

年収の壁が引き
起こす問題と影響

- ・【労働者側の問題】…手取り減を恐れた就業調整
- ・【企業側の問題】…深刻化する人手不足
- ・【年収の壁対策】…今後の政府の支援策

改正による
年末調整の影響

- ・年収の壁の変更による扶養の対象に影響
- ・扶養控除等申告書の記載の変更点

≪講師プロフィール≫ 中央税務会計事務所 所長(税理士) **中島 由雅 氏**

中央税務会計事務所 2代目所長として、職員数100名の税理士事務所を経営。地元金融機関の社外役員も歴任。持ち前の人当たりの良さを活かし税務相談だけでなく、異業種交流会、金融機関、教育機関、企業等でセミナーや講演も行っている。また全国の商工会議所・商工団体にセミナー講師としても活動中。



11/10(月)開催「年収の壁」税務対策セミナー 受講申込書 ※このままのサイズで送信して下さい。

長門商工会議所 支援課 行 (FAX:0837-22-6490)

令和7年 月 日

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
業種	製造・建設・卸売・小売・サービス・飲食・その他() ※業種を○で囲んで下さい。		
受講者名			